



2020 年度 株式会社ハビリスデザイン

児童クラブ入所案内

児童クラブは、保護者が就労などの理由により放課後等家庭にいない児童のために、適切な遊びおよび生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的に開設しています。

この入所案内には、児童クラブの入所申込手続き、利用方法、入所料等について記載しています。

申込みの前によくお読みいただき、その後も保管してください。

1. 入所申込について

★【2020年4月1日からの入所希望者】

		一次受付	二次受付*1	三次受付*2
受付期間	始	2019年11月20日(水)	2019年12月13日(金)	2020年1月21日(火)
	至	2019年12月12日(木)	2020年1月20日(月)	2020年3月10日(火)
入所の可否*3		2020年2月12日(水)頃	2020年3月2日(月)頃	2020年3月18日(水)頃

*1 二次受付の方は一次選考終了後、定員(受入可能人数)に空きがある児童クラブのみ一次で入所保留となった方も含め入所希望者の優先度を判定し、入所の可否を決定します。

*2 三次受付の方は二次選考終了後、定員(受入可能人数)に空きがある児童クラブのみ一次と二次で入所保留となった方も含め入所希望者の優先度を判定し、入所の可否を決定します。

*3 新規・継続ともに郵送にて通知します。

新規入所	時間	午前10時～午後4時30分 ※月曜日～金曜日
	場所	藤沢市石川1-31-3 湘南まつぼっくり MUDDLE. ※郵送可

★【2020年5月以降の入所希望者(随時受付)】

※学校長期休業時の申込みも含まれます。

※入所希望日の4ヵ月前から申請できます。

※毎月、定員(受入可能人数)に空きがある児童クラブのみ入所希望者の優先度を判定し、入所の可否を決定します。

受付期間*4	入所希望月の前月15日までの受付(毎月) 例：7月入所は6月15日が締切日
時間	午前10時～午後6時 ※月曜日～土曜日
場所	藤沢市天神町2-6-1 天神児童クラブ(仮称) 児童クラブ新規入所申込受付窓口 ※郵送不可
入所の可否	毎月20日頃 「入所承認通知書」または「入所不承認通知書」を発送いたします。

*4 締切日を過ぎると、入所希望月のお申込みはお受けできませんのでご注意ください。

2. 入所要件について

児童クラブへの入所については、以下の要件を満たしていることとします。

ただし、障がいをもつ児童については、障がいの程度、症状などがそれぞれ異なるため、事前に十分な面談等を行い、施設の設備状況や必要となる支援内容などを確認した上で、入所可否を決定します。

- ① 放課後等において、以下の理由により保護者が不在となる家庭の児童であること。
就労 / 求職 / 就学 / 疾病・負傷 / 障がい / 看護・介護 / 災害 / 出産・産休中
- ② 藤沢市内に在住または在学の小学生であること。
- ③ 学校、児童クラブ、家庭間の移動を独力で行うことができること。
- ④ 食事、排便、着脱衣、身の整理等を独力で行うことができること。
- ⑤ 指導員に介助を求めることなく、集団活動を行うことができること。
- ⑥ 自傷・他傷行為等の問題のある行動をしないこと。
- ⑦ 急な飛び出しや多動な行動をしないこと。

※代表取締役が特殊な事情があると認めた場合はこの限りではありません。

(1) 求職中の利用について

入所後2ヵ月以内に就労証明書による就労または内定が確認できない場合は、退所となります。
また、入所後3ヵ月目の7日までに就労を開始する必要があります。

(2) 就学中の利用について

申込時点で就学を証明する書類を提出してください。

ただし、入所日より前に保護者が卒業または退学する場合は、入所後2ヵ月以内に就労状況(内定・予定)の証明書が必要です。

(3) 出産・産休中による利用について

出産および産休(産後8週)中はご利用いただくことができます。

ただし、出産を理由に入所された場合は、産後8週後の月末までのご利用となります。

(4) 育児休業中の利用について

- ① 育児休業中は原則ご利用いただくことができません。
- ② 育児休業から復職される際は、復職される前月1日からの入所が可能です。当財団から復職の予定等を確認させていただき、承認通知または不承認通知を発送いたします。
- ③ 復職の予定が決まっていない育児休業中の方は、次の条件を満たせばご利用いただくことができます。
 - (ア) 一次受付、二次受付、三次受付の育児休業中以外の世帯の入所者がすべて決まった後、1人でも定員に空きがあれば入所が可能です。
 - (イ) 年度途中で育児休業を取得する場合、児童クラブの待機児童の有無にかかわらず、希望をすれば退所せずに年度内に入所することができます。ただし、翌年度の入所の可否については(ア)に準じます。
 - (ウ) 育児休業中の方が空きを待っているときに、通常の申込があった場合は通常申込者が優先となります。
 - (エ) 出生児が満1歳に達する翌年度の5月31日までに復職しない場合は、5月31日までで退所となります。
 - (オ) 定員に若干名の空きがある児童クラブに対し、複数の育児休業取得世帯から入所申込があった場合は、「藤沢市放課後児童クラブ入所判定基準表」を基に入所児童を決定します。

3. 提出書類について

適確な審査を実施するため、必要な書類の提出をお願いします。※児童一人ひとりに各書類をご提出ください。
入所申込書のみでも受付はいたしますが、申込期日までに判定に必要な書類をご提出ください。

- ① 児童クラブ入所申込書(兼児童台帳)
- ② 判定に必要な添付書類 ※下記表を参照
 - ・ 保護者の方それぞれについて証明書が必要です。
勤務先等で証明(ご記入いただく書類もございます)ので、申込期間に間に合うようにご準備ください。
 - ・ 必要添付書類は発効日から3ヵ月以内のものをご提出ください。
 - ・ きょうだいで同時に申込みをする場合には、1部を原本とし、コピーでの提出を可とします。
 - ・ 当社様式(◎印のある書類)以外での提出は判定の際に不利になることがありますので、ご注意ください。
- ③ 預金口座振替依頼書 ※入所料等のお支払いは口座振替となります。
継続申請は、未登録および口座変更の場合のみ必要となります。(用紙は児童クラブにあります)

★【保護者の状況を示す書類について】

保護者の状況	必要添付書類
就労・自営 ※内定・予定を含む (会社員、公務員、自営業、 専従者、内職、農業等)	就労証明書 [◎] ※複数の勤務先がある場合は、コピーして使用してください ※所定の用紙に雇用主(事業主)が証明したものを提出ください 内定の場合は、入所後2ヵ月以内に就労先が確認できる書類(身分証明書や健康保険証の写し等)をご提出ください ※家族で自営業を営まれている場合は、自営業主が家族の状況を証明してください
就学	①在学証明書(学生証)等の写し ②時間割表など日中保育ができない時間が確認できるもの
求職中	申込時点での書類提出は不要ですが、申込書の誓約書に署名をしていただきます
疾病・負傷	医師による意見書(診断書) [◎] ※所定の用紙に医療機関で証明を受けてください ※障がい者手帳の写しを提出する場合は、医師による意見書の提出は不要です
障がい	障がい者手帳の写し等、障がいの等級などがわかるもの
看護・介護	①看護(介護)の必要性がわかる書類(医師の診断書・障がい者手帳等の写し) ②看護(介護)状況申告書 [◎] ※所定の用紙に看護(介護)者が記入してください
出産	母子健康手帳の写し(母の氏名及び、分娩予定日の記載のあるもの)
災害	罹災証明書などの災害の度合いが確認できるもの

★【加点項目を判定するための書類について】

加点項目	必要添付書類
ひとり親世帯	住民票(世帯全員、マイナンバー以外の記載事項に省略がないもの)
離婚調停中	離婚調停中と判断できる書類(調停期日等呼出状、家庭裁判所における係属証明書等)
養育者世帯	養育者申告書(所定の用紙を受付時にお渡しします、記入してください)
障がいを有する児童	身体障がい者手帳、または療育手帳の写し

★【入所料の減額に関する書類について】

	必要添付書類
生活保護受給者	生活保護受給証明書
市県民税額による減額対象者	所得(課税)証明書または非課税証明書

4. 入所可能な児童クラブについて

(1) 入所可能な児童クラブについて

- 慣例区以外の理由により就学指定校を変更する場合は、変更後の小学校区の中で入所する児童クラブを指定しています。
ただし、当社が運営する児童クラブに入所することを理由にした就学指定校変更はできません。
- 私学に通学する場合でも、市内在住・在学であれば入所要件を満たします。
ただし、児童の安全確保の観点から入所の判断をいたします。必ず事前にお問合せください。

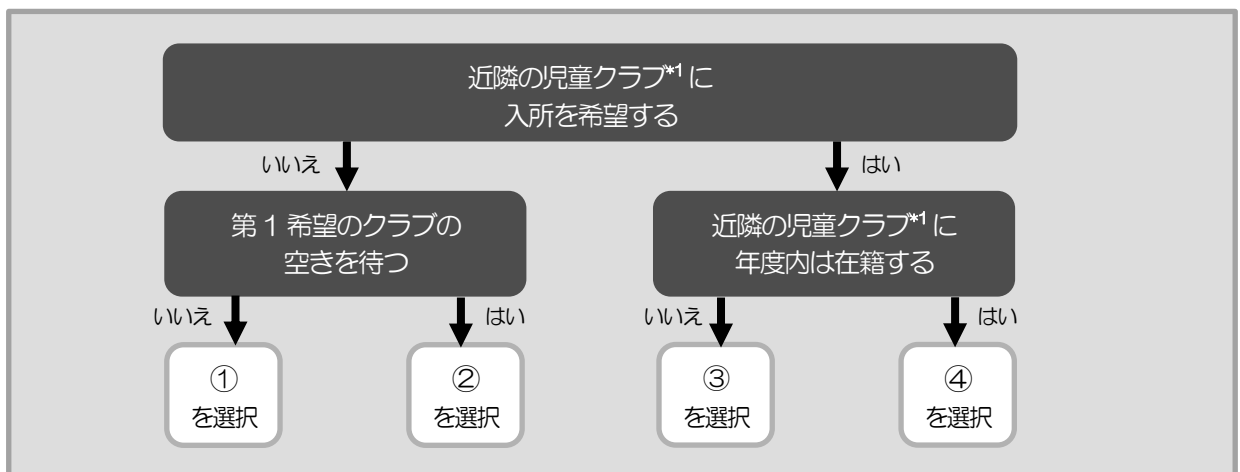
(2) 同一小学校区の他事業者が運営する児童クラブについて

- 当社が運営する児童クラブと他事業者が運営する児童クラブに重複して申し込みすることはできません。
ただし、第2希望以降として他事業者が運営する児童クラブを選択することは可能です。
- 他事業者の運営する児童クラブについてのお問合せは、各事業者へお願いいたします。
利用料金・開所時間等が事業者によって異なります。
- 他事業者の運営する児童クラブへ入所を希望する場合は、各事業者の入所申込書を使用し申込みをしてください。*当社での受付はできません。

(3) 定員超過のため不承認となった場合

第1希望の児童クラブが定員に達し入所することができなかった場合は、申込み時に以下の4つより選択することができます。(申込書に必ず記載してください)

- ① 「申込みを取下げ」
入所不承認通知書をもって入所申込みはキャンセルとなります。提出していただいた申込書は破棄され、再度入所を希望するには申込書を再提出していただきます。
- ② 「申込みを継続し、空きを待つ」
第1希望の児童クラブに空きが出た場合に入所判定の対象となり、入所可能となった段階でご連絡いたします。ただし、最初の連絡開始日を含む2日以内に連絡が取れない場合は、入所申請を取消しとさせていただきます、次の優先順位者に移行します。
- ③ 「空があれば近隣の児童クラブ*1へ入所しながら第1希望の児童クラブの空きを待つことを希望する」
第1希望の児童クラブに空きが出た場合に入所判定の対象となり、入所可能となった段階でご連絡いたします。ただし、最初の連絡開始日を含む2日以内に連絡が取れない場合は、次の優先順位者に移行します。
- ④ 「空があれば近隣の児童クラブ*1へ年度内は入所を希望する」
第1希望の児童クラブに空きが出た場合でも年度内はご連絡いたしません。



※③ ④について

- 複数の児童クラブを記入することができます。*優先順位をつけてください。
- 申込書提出時にできる限り希望する全ての児童クラブを記入してください。
申込書提出後に希望する児童クラブの追加および変更等があった場合には、申し出のあった日からの取り扱いとなります。*申請書提出時の受付期間とは異なる場合があります。
- 他事業者の児童クラブへの入所が決定した場合については、入所申込書の「確認事項兼同意書」に署名をいただいたうえで、書類一式を事業者間で引継ぎます。

*1 他事業者が運営する児童クラブを選択することができます。
ただし、他事業者が運営する児童クラブにつきましては直接事業者へお問合せください。

5. 入所の判定について

児童クラブでは、施設ごとに安全面・健康面等を考慮した定員(受入可能な人数)を定めています。定員を超える場合は「藤沢市放課後児童クラブ入所判定基準表」に基づき、入所受入可否の判定を行います。
*詳細は「藤沢市放課後児童クラブ入所判定基準表」をご確認ください。

判定は、申込期日までに提出されている書類に基づいて行います。「3.提出書類について」で必要な書類をご確認のうえ提出をお願いします。

6. 児童クラブの概要

(1) 活動内容

児童クラブでは、児童の成長を促すこととして、次の活動を行っています。

- ① 児童の安全と健康を守り、豊かな心を育てる
- ② 遊びを通して自主性・社会性・協調性を培う
- ③ 生活の場を提供し、生活習慣を身につける
- ④ 家庭との日常的な連絡、情報交換
- ⑤ 地域活動への参加など、地域の特性を生かした活動
- ⑥ その他、児童の健全な育成を助ける活動

(2) 開所日と開所時間

※児童クラブからの帰宅は安全面を第一に考え、原則保護者等のお迎えをお願いしています。

- ① 平日(月曜～金曜日)
 - ・通常授業時 ⇒ 午後 0 時 30 分～午後 7 時 00 分
 - ・短縮授業時 ⇒ 午前 10 時 30 分～午後 7 時 00 分
 - ② 土曜日、学校行事等振替休日 ⇒ 午前 8 時 00 分～午後 7 時 00 分
 - ③ 長期休業日(春・夏・冬休み) ⇒ 午前 8 時 00 分～午後 7 時 00 分
- ※午後 6 時から午後 7 時までは延長利用登録が必要となります。

(3) 延長利用について

午後 6 時から午後 7 時までは延長利用登録をすることにより、ご利用いただけます。
ただし、別途延長利用料が発生いたします。
年度の途中で、利用を希望される場合および利用を中止される場合は、申請手続きをお願いします。

※利用の登録がないまま、午後 6 時以降の利用をされた場合は、登録をしていただきます。

(4) 休所日

- ① 日曜日及び国民の祝日、1 月 2 日・3 日及び 12 月 29 日～31 日
- ② その他、株式会社ハビリスデザイン代表取締役が必要と認める日
- ③ 災害等により小学校が休校となった日

(5) 指導員体制

開所時間帯は基本的に常時複数の指導員により運営を行います。

(6) 各種申請について

申請名	内容	申請期日	備考
延長利用申請	延長利用を始めるとき	速やかに	申請日によっては、延長利用料のみ振込みにてお支払いいただく場合があります
延長利用中止申請	延長利用をやめるとき	中止する月の月末	申請が遅れると延長利用料が発生します
休所申請	月の初日から末日まで児童クラブをお休みするとき	休所する前月の月末	その月のおやつ代ならびに延長利用料のお支払いが不要です
退所申請	児童クラブを退所するとき	退所する月の20日まで	申請が遅れると入所料が発生します 一度申請した退所申請は取消せません
児童クラブ変更申請	申込み時の内容に変更があったとき	速やかに	

7. 料金について

(1) 入会金について

当社が運営する児童クラブを初めて利用される際に、初回の入所料と合わせてお支払いいただきます。ただし、同一小学校のクラブにすでに入所している場合は、不要となります。なお、年度途中で自己都合で退所し、翌年度以降に再入所する際にはお支払いいただきます。

<児童1人の入会金>

入会金	8,500円
-----	--------

(2) 入所料について

<児童1人の入所料(月額 おやつ代2,000円を含む)>

1・2年生	3・4年生	5・6年生
16,500円	16,000円	11,500円

※入所料の日割り計算はできません。

※入所料には、遠足等の特別行事の費用は含まれておりません。特別行事に参加される場合は、別途費用をご負担いただきます。

※アレルギーによる完全除去が必要な場合については、おやつ代を免除といたします。

(3) 延長利用料について

<児童1人の延長利用料(月額)>

基本延長利用料	個人市県民税額による入所料減額世帯	きょうだい共に延長登録する場合2人目より	生活保護受給者世帯
2,000円	1,000円	1,000円	免除

※延長利用料の日割り計算はできません。

(4) お支払い方法について

ご指定の口座より毎月27日(27日が休業日の場合は翌営業日)に引落しさせていただきます。口座振替依頼書のご提出がない場合および引落とし手続きの期日を過ぎてからのご提出となった場合は、「納付書」での振込みとなります。その際、振込みにかかる手数料はご負担いただきます。

(5) 入所料等の滞納について

入所料等を期限までに納付いただけない場合は「督促状」を送付いたします。

3ヵ月分滞納となった場合は、「最終督促状」を送付し、期限までに納付の確認ができない場合には、退所とさせていただきます。児童クラブの安定した運営のために、期限内の納付をお願いいたします。

(6) 入所料の減額について

次に該当する場合は、入所料の減額を受けることができます。自己申告となりますので、該当する場合は必要書類を提出してください。

① 生活保護世帯

入所料減額(月額)：5,000円

必要書類：生活保護受給証明書

② 世帯の個人市県民税額が年額12万円未満(2020年4月分～6月分の入所料について)

入所料減額(月額)：9ページの表により減額

必要書類：平成31年度(平成30年分)所得(課税)証明書 または 非課税証明書

*市役所税制課または各市民センターで発行しています。

*2019年1月1日に住所のあった市区町村が発行します。

*証明書の発行には、発行市町村により規定の発行手数料がかかります。

*「所得(課税)証明書」に年少扶養親族(0歳～15歳)および特定扶養親族(16歳～18歳)の人数が記載されていない場合、減額される金額が少なくなることがあります。

<所得(課税)証明書または非課税証明書の提出について>

必要	父 母
	学生でない兄または姉(2018年12月31日の時点)
	祖父 祖母 その他同居人(住民票上同一世帯の場合)
不要	学生の兄または姉(2018年12月31日の時点)
	弟または妹

※住民票が同一世帯でない場合でも、同一生計の場合は、所得(課税)証明書が必要となります。(単身赴任、別居の保護者等を含む)。

※2020年7月分からの減額申請につきましては、2020年6月から市役所で発行される所得(課税)証明書 または 非課税証明書が必要となります。

★算定方法

市県民税年額 - (33,000円 × 0～15歳の扶養人数 + 12,000円 × 16～18歳の扶養人数)

例) 市県民税額(年額) 父：120,000円 母：10,000円

0～15歳の子：1名(父が扶養)

16～18歳の子：1名(母が扶養)

	年額の市県民税 (a)	0～15歳		16～18歳		算定後の金額 (a - b - c)
		人数	金額(b) (人数×33,000円)	人数	金額(c) (人数×12,000円)	
父	120,000円	1人	33,000円	0人	0円	87,000円
母	10,000円	0人	0円	1人	12,000円	0円

その他						
合 計						87,000 円

*算定後の金額がマイナスとなる場合は、「0」円として計算してください。

市県民税の世帯合計が87,000円となり、9ページの対応表より月額1,250円の減額を受けることができます。

<確認用>

	年額の市県民税 (a)	0~15歳		16~18歳		算定後の金額 (a-b-c)
		人数	金額(b) (人数×33,000円)	人数	金額(c) (人数×12,000円)	
父	円	人	円	人	円	円
母	円	人	円	人	円	円
その他						
合 計						円

市県民税額の確認方法*以下のいずれかで確認することができます

- ・「給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」
 - ・「市民税・県民税納税通知書」
 - ・市役所等で発行している「所得(課税)証明書」
- (証明書の発行には、発行市町村により規定の発行手数料がかかります。)

<減額対応表>

市県税額(年額での世帯の合計額)	入所料減額(月額)
非課税世帯	5,000円
1円 ~ 14,999円	4,590円
15,000円 ~ 24,999円	4,170円
25,000円 ~ 34,999円	3,750円
35,000円 ~ 44,999円	3,340円
45,000円 ~ 54,999円	2,920円
55,000円 ~ 64,999円	2,500円
65,000円 ~ 74,999円	2,090円
75,000円 ~ 84,999円	1,670円
85,000円 ~ 94,999円	1,250円
95,000円 ~ 104,999円	840円

105,000 円 ~

119,999 円

420 円

8. 同一小学校区の他事業者運営の放課後児童クラブ

※当社での受付はできません。

小学校区	クラブ名	所在地	電話番号	法人名
六会・天神	そよかぜ	亀井野865-3	TEL 90-0030	公益財団法人みらい創造財団

9. お問い合わせ 新規・随時お申込先

☆お問合せ先☆

【株式会社ハビリスデザイン】

〒251-0017 藤沢市高谷 13-8

TEL 0466(20)5296 FAX 050(3737)1373

ホームページURL <https://habilis.jp/> メールアドレス info@habilis.jp

☆新規お申込み先☆ ※2020年3月まで

【株式会社ハビリスデザイン 湘南まつぼっくり MUDDLE.】

〒252-0815 藤沢市石川 1-31-3

TEL 0466(52)6641 FAX 0466(52)6643

☆随時お申し込み先☆ ※2020年4月から

【株式会社ハビリスデザイン 天神児童クラブ（仮称）】

〒252-0814 藤沢市天神町 2-6-1

TEL 未定 FAX 未定